

初診時・再診時選定療養費(保険外併用療養費)の金額変更について

令和4年度診療報酬改定により令和4年10月1日より「選定療養費」の金額が変更となります。

「選定療養費」は医療機能分担の推進を目的としており、地域医療支援病院には国が定めた金額を徴収することが義務化されております。

可能な限り、「かかりつけ医」からの紹介状を持参して受診してください。

選定療養費（保険外併用療養費）		
変更日	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日～
初診時	医科 5,500円（税込） 歯科 3,300円（税込）	医科 7,700円（税込） 歯科 5,500円（税込） ※増減分は診療報酬から減算
	※紹介状を持たずに初診で受診される方	
再診時	医科 2,750円（税込） 歯科 1,650円（税込）	医科 3,300円（税込） 歯科 2,090円（税込） ※増減分は診療報酬から減算
	※病状が安定し、当院から他の保険医療機関へ紹介後、他の医療機関からの紹介状を持たずに希望により再度当院を受診される方	

●下記の対象患者さんにつきましては、選定療養費のご負担はありません。

- ・他の保険医療機関からの紹介状を持参された方
- ・救急(夜間・休日・救急搬送等)で受診された方
- ・外来受診後、そのまま入院となった方
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自由診療の方
- ・指定難病等の国や自治体から医療費助成を受けている方